

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和4年4月19日

「第3次埼玉県広域緑地計画」を策定しました

県では、主に都市部の樹林地等の身近な緑を対象に、緑の保全などに関する目標や施策の方向性を示す「埼玉県広域緑地計画」を策定しています。

「環境」「社会」「経済」面で多様な機能を有する緑は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の広がりからも、地域における価値が一層高まってくると考えられます。

このたび、こうした社会情勢の変化なども踏まえ、令和4年度を初年度とする新たな計画を策定しましたのでお知らせします。

1 計画の位置付け

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」第6条に基づき策定

2 計画の期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）

3 計画の概要

（1）緑の将来像

多様で豊かな緑と共生する「埼玉」

※武蔵野の面影を残す平地林、平地に広がる田園と屋敷林などの様々な緑、都市に創出された暮らしに身近な緑が、地域によって守り育み活用されている。

（2）主な取組

1 緑を保全する

①地域制緑地の指定・拡大、公有地化等による緑の保全の促進

②多様な主体と連携した「ふるさとの緑の景観地」等の保全・活用

③さいたま緑のトラスト運動の推進

2 緑を創出する

- ①緑化計画届出制度の適切な運用
- ②屋上緑化や壁面緑化等の促進
- ③公共施設など身近な場所の緑化

3 緑を活用する

- ①担い手の育成と活動支援（保全・創出・活用）
- ②自然ふれあい施設の活用
- ③緑に関する情報発信

4 計画の入手方法

下記の埼玉県ホームページからダウンロードできます。

〈URL〉 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/kouikikeikaku-3.html>